

兵庫県公報

平成24年7月20日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

企業庁管理規程	ページ
○ 企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程	1
病院局管理規程	
○ 病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程	1
人事委員会規則	
○ 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	2

公布された法令のあらまし

- 職員^{シヨウ}の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第4号）
末梢^{シヨウ}血幹細胞を提供する場合における特別休暇について、所要の整備を行うこととした。

企業庁管理規程

企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。
平成24年7月20日

兵庫県公営企業管理者 高井 芳朗

兵庫県企業庁管理規程第3号

企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成7年兵庫県企業庁管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項の表3の項中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢^{シヨウ}血幹細胞移植のための末梢^{シヨウ}血幹細胞の」に、「もの」を「者」に、「又は骨髓移植のため、」を「又は」に、「骨髓液を」を「、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢^{シヨウ}血幹細胞移植のため末梢^{シヨウ}血幹細胞を」に改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

病院局管理規程

病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。
平成24年7月20日

兵庫県病院事業管理者 前田 盛

兵庫県病院局管理規程第7号

病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第3号中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢^{シヨウ}血幹細胞移植のための末梢^{シヨウ}血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢^{シヨウ}血幹細胞移植のため末梢^{シヨウ}血幹細胞を」に改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 7月20日

兵庫県人事委員会

委員長 青 山 善 敬

兵庫県人事委員会規則第4号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年兵庫県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第3号中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢^{ししょう}血幹細胞移植のための末梢^{ししょう}血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「骨髓移植のため骨髓若しくは末梢^{ししょう}血幹細胞移植のため末梢^{ししょう}血幹細胞を」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。